



コミュニティガス事業における新型コロナウイルス感染症対策の取組状況について

2020年3月11日

(一社) 日本コミュニティガス協会

新型コロナウイルス感染症に対する、 (一社) 日本コミュニティーガス協会の取り組み

協会は2月25日付で協会本部内に会長を本部長とする「新型コロナウイルス」対策本部を設置し、以下の通りの施策を実施。

1. 協会本部における実施事項

- 3月開催予定の理事会をはじめとする本部主催の委員会等の中止決定（2月26日）
- 通勤ラッシュを避けて時差出勤を推進するためフレックスタイム制度を導入（2月27日）
- 3月4日付で資源エネルギー庁からの新型コロナウイルス感染症対策についての要請文書を協会HPに掲載し、会員企業へ周知した。
- 尚、対策本部設置以前には国の要請に従い外務省のスポット情報等を協会HPに掲載し、会員企業へ周知した。

2. 協会支部における実施事項

- 3月開催予定の講習会については、本部から助言を受けて延期（2月27日）

新型コロナウイルス感染症に対する、 会員事業者の主な取り組み

全国の主要な会員事業者（14社）に緊急ヒアリングを実施。 （2/27～3/4）

- 今回の緊急ヒアリング対象事業者の多くが、平成21年の新型インフルエンザの際に策定した協会の「新型インフルエンザ対策の行動計画策定指針」を参考に対策業務計画（事業継続計画）*1を策定、運用していることを確認した。（*1 参考参照）
- また、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえて、できる対策を段階に実行するなど対応しているとの回答もあった。
- 今回の緊急ヒアリング対象事業者のすべてが、業務上の活動による感染拡大を防ぐための対策を講じていた（次頁参照）。
- また、従業員とその家族への配慮・保護のための対策を講じている事業者もみられた（次頁参照）。

主な会員事業者の具体的な取り組み事例

1. 感染拡大を防止する具体的な取り組み事例

- 従業員へのマスク支給、勤務時・お客様訪問時のマスクの着用義務付け
- 外回り従業員への携帯消毒液の支給を準備
- 不要不急の出張の自粛・中止、お客様向けイベントの中止、懇親会等の自粛
- 会議の中止又は延期、テレビ会議システムの活用、会議室ごとに消毒液の設置
- 関連会社への同様の対策を講じるよう通達を发出
- 時差出勤のためのフレックス制度の導入
- 従業員及び同居家族が感染した場合の出勤禁止、会社への報告義務付け
- 37.5℃以上の発熱時の出勤禁止 等

2. 従業員とその家族への配慮・保護のための取り組み事例

- 発熱等の風邪症状が見られる従業員が休みやすい環境の整備（人事部門等から社内文書で通知）
- 従業員が安心して休めるよう収入に配慮した病気休暇制度の整備（就業規則等で定めている）
- 小中学校の休校に伴う共働き世帯への配慮（時短勤務の導入など）

以上

《参考》 対策業務計画の概要

会員事業者が策定した対策業務計画（事業継続計画）で定めている主な内容

項目	内容
感染予防・拡大防止策	<ul style="list-style-type: none">■ 一般的な予防対策（手洗い、咳エチケット、生活上の注意点）■ 事業者としての対策（職場の清掃・消毒、ワクチン接種の推奨、衛生用品の備蓄と管理 等）
事業継続計画	<ul style="list-style-type: none">■ 優先業務の選定と非優先業務の停止 優先業務 ▶ ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務 非優先業務 ▶ ガスの供給に直接関与しない業務■ 出勤を停止した場合の措置（在宅勤務の検討、健康管理の徹底 等）■ 人員計画（優先業務遂行のため職員の割当て、代行者の指定 等）■ 原料（LPG）の確保（原料調達先の感染情報の入手 等）■ 供給停止区域発生時の措置（関連機関への連絡 等）■ 社会・お客様への広報 等
対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none">■ 対策本部設置の条件■ 組織・分担・代行順位 等
教育・訓練	<ul style="list-style-type: none">■ 感染予防に関する教育、感染発生を想定した初動訓練■ 供給継続に係る訓練 等